

指定管理者制度運用の変更について

主な変更点(新旧対照表)

項目	新 【指定管理者制度の運用に関するガイドライン】	旧 【指定管理者制度導入に係る指針】
1 公募・非公募	<p>指定管理者の募集に当たっては、公募を行うことを原則とします。ただし、次に定めるいずれかの事情がある場合は、公募を行わないことができるものとします。</p> <p>① 法人その他の団体（以下「団体」という。）と施設の関係が密接不可分にある場合、又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合</p> <p>② 施設の特性から専門性と継続的な管理運営が必要となり、適切な指定管理者が特定の団体に限定される場合</p> <p>③ 地域の人材活用、団体の育成等の政策的な方針に照らして合理的な理由がある場合</p> <p>④ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定する場合（いわゆる「PFI法」）</p>	<p>指定管理者の募集に当たっては、公募を行うことを原則とする。ただし、次に定めるいずれかの事情がある場合は、公募を行わずに指定管理者の候補者を選定することができる。</p> <p>① 施設の性格及び設置目的に照らし、管理を代行するものを特定することが必要な場合</p> <p>② 施設の管理上、緊急にその指定管理者を指定しなければならない場合</p> <p>③ 地域の人材活用、団体等の育成等の政策的な方針に照らして合理的な理由がある場合</p> <p>④ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定する場合（いわゆる「PFI法」）</p>
2 地域要件	<p>制度の趣旨を考慮し、原則として地域要件等を限定しないこととします。ただし、関係法令との関係や施設の目的、性質、業務内容等によって、次の条件を満たす場合、地域要件（市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある団体等とします。また、共同事業体による応募にあっても構成員がすべて市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある団体等とします。）の設定ができるものとします。</p> <p>ア）市内団体等に限定しても、管理運営業務を効果的に実施し、施設の設置目的を達成することが見込めること。</p> <p>イ）市内団体等からの複数の応募が見込めること。</p>	<p>制度の趣旨を考慮し、原則として地域要件等を限定しないこととする。ただし、関係法令との関係や施設の性質等により、要件を限定すべき特別の理由がある場合にはこの限りではない。</p>
3 市内団体等への優遇措置	<p>地域要件を設定しない場合においては、市内団体等への優遇措置の観点から、審査の時点で、市内団体等には加点する方式を採用できるものとします。</p> <p>市内団体等と市外団体等(市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。)が競合する場合は、市内団体に配点合計の100分の5を加点するものとします。なお、市内団体等のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。なお、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めることとします。</p>	
4 指定期間	<p>指定管理者を指定する期間は、原則として5年間とします。ただし、施設の特性から専門性と継続的な管理運営を要する場合など特別の理由がある場合は、相当期間とします。</p>	<p>指定管理者を指定する期間は、原則5年間とする。ただし、特別の理由がある場合は、相当期間とする。</p>

指定管理者制度運用の主な変更点について（新旧対照表）

項目	新 【指定管理者制度の運用に関するガイドライン】						
	選定基準	審査項目		配点	係数	評価点	
5 選定評価書	(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	10	5	1.0	
		個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか		5	1.0	
	(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。	10	5	1.0	
		管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本的方針が示されているか		5	1.0	
	(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか	25	5	1.0	
			(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		5	1.0	
			(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		5	1.0	
			(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		5	1.0	
			(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		5	1.0	
		事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか	10	5	1.0	
			(11) 見積額		5	1.0	
		地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか	15	5	1.0	
			(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取組みはなされているか		5	1.0	
			(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。		5	1.0	
	(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	5	5	1.0	
		実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか	20	5	1.0	
			(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか		5	1.0	
			(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか		5	1.0	
			(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか		5	1.0	
	経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか	5	5	1.0		
合 計				100	100		
(5) その他(加点) 市内団体は配点合計の100分の5を加点をします。				5	5		
総 合 計				105	105		

項目	旧 【指定管理者制度導入に係る指針】		
5 選定評価書	選定の基準(評価項目)		配点
	I (70) 指定管理者としての適正	1 法令等の遵守	
		① 関連する法令、条例等を理解しているか。	10
		② 公共の仕事という公益性や法令遵守について対応しているか。	10
		③ 経理帳簿・台帳等を整備し、情報公開や監査請求に適切に対応できるか。	10
		④ 個人情報保護についての措置が十分とられているとともに、研修等が確保されているか。	10
		2 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針	
		① 応募法人(団体等)が市の基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本の方針を持っているか。	10
		3 平等利用	
		① すべての利用者が平等に利用できる配慮がなされているか。	10
		② 事業内容に偏りがあり、利用者が限られたり、特定の団体等を優遇するおそれはないか。	10
	II 適切な管理運営とサービス向上(120)	1 施設の設置目的の達成に向けた取り組み	
		① 施設の管理運営に係る事業計画の内容が、施設の有する特色を最大限に発揮し、設置目的に沿った成果が得られるものになっているか。	10
		② 管理運営業務の内容が具体的かつ適切に示されているか。また、効率的・効果的な管理運営の取組みがなされているか。	10
		③ 自己評価をどのように実施し、管理業務に生かすのかという点検・評価システムが示されているか。	10
		2 サービス向上策	
		① 具体的に適切な提案がなされているか。	10
		② 利用促進を図るための具体的な提案・計画がなされているか。	10
		③ パンフレットの作成、ホームページの開設、イベントだより等の具体的なPR計画が示されているか。	10
		3 事業計画の実現性	
		① 事業計画については実現性を裏付ける根拠・実績が示されているか。又、事業の継続が困難となった場合の代替案が示されているか。	10
		4 利用者の声の反映	
		① 利用者の意見を取り入れる仕組みが考えられているか。	10
		② 苦情・要望等を受けたときの連絡体制・対応方法が明確であるか。	10
		5 地域との連携と貢献	
		① 地域の実情を把握し、地域との連携(協働)及び公共性の担保についての考え方は適切か。	10
	② 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。	10	
	③ 職員の雇用等について、地元人材の雇用や障がい者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか。	10	
	III 安定した管理運営を行う能力(130)	1 財務内容等	
		① 長期間安定的な管理運営を行える財政基盤や人的基盤を有しているか。	10
		② 施設の管理運営(指定管理業務)を効率的に行うにあたり、専門的知識や資格、経験を十分に保有しているか、また、熱意や意欲を持っているか。	10
		2 職員	
		① 有資格者(経験者)を含む適正な人員の確保や配置及び責任の所在が具体的に明示されているか。	10
		② 職員の勤務ローテーション表が示されているか。	10
		③ 適切な管理運営遂行のための職員研修が確保されているか。	10
		④ 受付・利用許可・現金取扱い等の事務処理のフローが示されているか。	10
		3 実績や経験等	
		① 同様、類似の施設の管理運営実績等があるか、また、成果をあげているか。	10
		② 再委託をしている場合、委託の範囲、委託先は適切に配慮されているか。	10
		4 危機管理体制等	
① 防犯、防災対策や緊急時の指示系統・連絡体制や市への通報体制及び急病人等が出た場合の対応方法等の危機管理体制が十分に整えられているか。		10	
② 事故や災害などの緊急的な対応に伴う訓練・研修等の実施計画が十分に考えられているか。		10	
③ 利用者の安全確保や防犯のために、日常巡回点検等が具体的に明示されているか。又、維持管理作業時の安全対策が示されているか。		10	
④ 施設・設備の保守管理や補修計画について頻度・内容・体制が適切に示されているか。	10		
5 賠償時の対応			
① 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか。	10		
計② 5事 0項 関す る 事業 収支	A 収支計画が適正に示されているか。	10	
	B 人件費の設定は適切か。	10	
	C 積算根拠は明確で適切か。	10	
	D 独自の工夫等により経費縮減が図られているか。	10	
	E 管理経費の算定に創意工夫がされているか。	10	
項に提③ 3案 0の 特 色	1 施設のコンセプトに合致した自主事業が提案されているか。	10	
	2 利用者の促進及び利便性につながる自主事業の内容になっているか。	10	
	3 自主事業の収益が市に還元される提案がなされているか。	10	
合 計		400	

指定管理者制度運用の主な変更点について（新旧対照表）

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則		
	新	旧
6 選定委員会	<p>(指定管理者選定委員会)</p> <p>第8条 条例第18条第1項の飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、指定管理施設ごとに10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 前項の委員(以下「選定委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公募による者</p> <p>(3) 選定する指定管理施設に関して専門的知識を有する者</p> <p>(4) 市の職員</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>3 前項第1号、第2号及び第5号の選定委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とし、第3号及び第4号の選定委員の任期は、当該指定管理施設の指定管理者が決定されるまでの期間とする。ただし、補欠の選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p>(指定管理者選定委員会)</p> <p>第8条 条例第18条第1項の飯塚市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、指定管理施設ごとに10人以内の委員をもって組織する。</p> <p>2 前項の委員(以下「選定委員」という。)は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 公募による者</p> <p>(3) 選定する指定管理施設に関して専門的知識を有する者</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの</p> <p>3 前項第1号、第2号及び第4号の選定委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とし、第3号の選定委員の任期は、当該指定管理施設の指定管理者が決定されるまでの期間とする。ただし、補欠の選定委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

指定管理者制度導入フロー

指定管理者制度導入の是非

- ・市民サービスの向上
- ・民間ノウハウの導入
- ・経費の節減

指定管理者制度導入

直 営

公募・非公募の選択

・施設と団体設立目的に関連 ・専門性と継続性が必要な場合 ・人材活用・団体の政策的育成 ・PFIによる施設設置の場合

YES

NO

非公募

公 募

地域要件設定の有無

- ・市内団体においての導入目的達成可能
- ・市内団体の複数団体参加の可能性

YES

NO

地域要件設定

地域要件未設定

市内加点の有無

加点あり

加点なし

指定管理者制度を導入している施設

H27.7.1

	施設名	公募 非公募	直近の応募状況			指定管理者	指定期間	担当課
		現行	市内	市外	計			
1	庄内温泉筑豊ハイツ	非公募	1	0	1	財団法人 筑豊勤労者福祉協会	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	商工観光課
2	飯塚立体駐車場・本町駐車場・東町駐車場	非公募	1	0	1	社団法人 飯塚市シルバー人材センター	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	建設総務課
3	飯塚市立病院	非公募	0	1	1	公益社団法人 地域医療振興協会	平成20年4月1日 ～平成50年3月31日	健康・スポーツ課
4	飯塚市健康の森公園 市民プール及び多目的施設	公募 (地域要件)	2	0	2	有限会社 飯塚スイミングスクール	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	健康・スポーツ課
5	サンビレッジ茜	公募	1	0	1	財団法人 サンビレッジ茜	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	商工観光課
6	飯塚市新産業創出支援センター	公募	1	0	1	株式会社 福岡ソフトウェアセンター	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	産学振興課
7	飯塚市市民交流プラザ	公募	1	0	1	特定非営利活動法人 市民活動ネットワークe-ZUKA	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	まちづくり推進課
8	飯塚市リサイクルプラザ 工房棟	公募	1	0	1	株式会社 トキワビル商会	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	環境整備課
9	飯塚市体育施設 (14施設※)	公募	1	0	1	飯塚市体育協会	平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	健康・スポーツ課
10	サン・アビリティーズ いいづか	公募	1	0	1	特定非営利活動法人 いいづか障害児者団体協議会	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	社会・障がい者福祉課
11	飯塚市庄内生活体験学校	公募	1	0	1	特定非営利活動法人 体験教育研究会 ドングリ	平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	生涯学習課
12	飯塚市斎場	公募	2	2	4	株式会社 九州互助センター	平成23年4月1日 ～平成28年3月31日	環境整備課
13	飯塚市穂波福祉総合センター	公募	1	2	3	株式会社 トキワビル商会	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	社会・障がい者福祉課
14	飯塚市文化会館	公募	1	1	2	財団法人 飯塚市教育文化振興事業団	平成24年4月1日 ～平成29年3月31日	文化課
15	飯塚市立図書館 (飯塚・筑穂・庄内)	公募	1	3	4	株式会社 図書館流通センター	平成25年4月1日 ～平成30年3月31日	生涯学習課

※14施設のうち「健康の森公園多目的広場」は平成27年度のみ指定管理対象施設となります。

4 常 任 委 員 会 資 料

平成28年3月7日、8日提出

資料 2

指定管理者制度の運用 に関するガイドライン

平成 2 8 年 3 月
飯 塚 市

目次

はじめに	1
I 指定管理者制度の概要	2
1 公の施設	
2 指定管理者制度とは	
3 指定管理者制度の基本的工程	
II 指定管理者制度導入の検討	5
1 指定管理者制度を導入する場合	
2 指定管理者制度導入施設を見直す場合	
3 指定管理者制度導入に伴う条例の整備等	
III 指定管理者制度運用の基本的条件	7
1 選定にあたっての基本的な考え方	
2 公募および非公募の決定	
3 指定期間	
4 申請資格要件	
5 管理運営に要する費用	
6 自主事業	
7 指定管理者との責任分担	
8 第三者による実施	
9 情報の管理および公開	
IV 指定管理者の募集	12
1 公募の手続き	
2 公募の方法	
V 指定管理者の選定	14
1 選定委員会の設置	
2 候補者の選定方法	
3 選定結果の通知および公表	
4 再度の選定	
VI 指定管理者の指定	20
1 議会の議決	
VII 指定管理者による管理	21
1 協定の締結	
2 事業計画書の提出	
3 事業報告書の提出	
4 評価委員会の設置	
5 モニタリング、評価の実施	

はじめに

「公の施設」の管理については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）で規定されていた市町村の出資法人等の団体に限定されていたが、平成 15 年に地方自治法が改正され（平成 15 年 6 月 13 日公布、同年 9 月 2 日施行）、これまでの管理委託制度が廃止され、指定管理者制度が導入されました。

この指定管理者制度の導入により、民間事業者等の能力を活用することによって、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的な対応や住民サービスの向上並びにその管理に係る経費の縮減を図ることが期待されます。

本市においては、制度導入当時は旧市町にて法改正により民間で受ける事業者が少ない中で、経過措置期間内で指定管理者を選定し、その後、指定管理者と協議を重ねながら施設の管理運営を行ってきました。

その後、合併時に旧 1 市 4 町の合併協議会において、「指定管理者制度導入に係る指針」（以下「指針」という。）を定め、その後、数回の改訂を行い現在に至っています。

合併後は、行財政改革の中で、制度導入を推進し、導入施設を追加してきたものでありますが、制度導入後十数年を経過し、制度の成熟と併せて、施設管理のノウハウをもった事業者も他業種に及び、現指針では、指定管理者の選定、選定から運用に係る事務処理等において、課題が生じてきています。

以上のような状況から、今回、現指針に替えて、「飯塚市指定管理者制度の運用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、現状の課題の解決と指定管理者制度の適切かつ円滑な導入と運用を図るものです。

本市の指定管理者制度の導入及び運用における基本的考え方や標準的な手続きにあつては、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 13 号。以下「条例」という。）及び飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 20 号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、本ガイドラインによるものとします。

【 I 指定管理者制度の概要】

1 公の施設とは

公の施設とは、住民福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設をいいます（法第 244 条第 1 項）。本市では文化会館、体育施設、駐車場、図書館等が公の施設に該当します。

一方、市庁舎等住民の利用に供しない施設は公の施設には該当しません。

公の施設の定義（法第 244 条第 1 項）は以下のとおりです。

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

また、「公の施設」は、

- (1) 正当な理由がない限り、住民の利用を拒むことはできない。
- (2) 住民の利用につき、不当な差別的取り扱いはできない。

（法第 244 条第 2 項、第 3 項）

と規定されています。

2 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、公の施設の管理運営を、広く民間企業や NPO 等を含む法人その他の団体（以下「団体等」という。）に委ねることを可能にした地方自治法上の制度です（法第 244 条の 2）。

それまでの「管理委託制度」のもとでは、公の施設の管理を委託できるのは、公共団体、公共的団体及び自治体が出資する第三セクター等に限定されていました。

しかし、公の施設の管理運営において、

- (1) 民間事業者も十分なサービス提供能力を備えてきていること。
- (2) 多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するためには、民間事業者の有するノウハウを活用することが有効であること。

などにより、「指定管理者制度」として制度化されたものです。

その目的は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること」（総務省自治行政局長通知：平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号）とされています。

なお、指定管理者は「法人その他の団体」（法第 244 条の 2 第 3 項）とされ、個人を指定管理者として指定することはできません。ただし、法人格は必要ありません。

【指定管理者制度と管理委託制度の主な違い】

公の施設の管理運営については、指定管理者制度が創設される以前は、地方公共団体が出資する法人等に委託（管理委託制度）することができましたが、その制度との主な相違点については以下のとおりです。

項目	指定管理者制度	管理委託制度
法的性質	行政処分	委託契約
指定管理者（管理受託者）になることができる団体	民間事業者、NPOその他の団体	普通地方公共団体の出資法人、公共団体および公共的団体のみ対象
指定管理者（管理受託者）を選ぶ手続	条例	地方自治法に定める契約手続
公の施設の使用許可等	使用許可、入場制限、退去命令ができる。	できない（普通地方公共団体が行う。）。
管理の基準および業務の範囲の規定方法	条例及び協定	契約
指定管理者（管理受託者）を決める際の議会の議決	必要	不要
指定管理者（管理受託者）に管理を行わせる期間	施設ごとに協定で規定	施設ごとに契約で規定（年度更新）
事業報告	年度ごとに事業報告書を提出	年度ごとに業務完了届を提出
利用料金制度	条例で定めることにより導入可	同左
指定管理者（管理受託者）による管理に不都合がある場合の措置	指定の取消し、管理業務の停止命令	債務不履行に基づく契約の解除等

3 指定管理者制度の基本的工程

公の施設に指定管理者制度を導入する場合の基本的工程

工程	具体的な手続き
施設のあり方検討 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・「公の施設」として設置し続ける合理的理由の有無を検証 ・検証の結果、「公の施設」としての合理的理由がない場合は、廃止、譲渡等を検討
制度導入の検討 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・「直営」(業務委託を含む)と「指定管理者制度の導入」を施設ごとに検討
設置条例の整備 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定、改正について、議会へ議案提出
公募 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・募集要項及び仕様書作成 ・募集要項等公表、配布・説明会の開催 ・応募申請書類の受付
選定 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者選定委員会にて候補者の審査・選定
指定の議決 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者、指定期間等について、議会へ議案提出
協定締結 ↓	<ul style="list-style-type: none"> ・指定通知、告示、協定締結
モニタリング開始	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度終了後、事業報告書を作成し市に提出(地方自治法第 244 条の 2 第 7 項)

【Ⅱ 指定管理者制度導入の検討】

全ての公の施設について、民間事業者等に施設の管理運営を委ねることで、住民サービスの質的向上や施設の効果的かつ効率的な管理運営が見込まれる場合には、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとします。ただし、指定管理者制度のメリットが生かせないような施設については、市直営により管理運営を行うこととします。この場合には、既に制度導入済みの施設を市直営による管理運営に戻すことも含まれます。

1 指定管理者制度を導入する場合

指定管理者制度の導入については、次の項目を「飯塚市指定管理者制度導入推進等委員会」（以下「推進委員会」という。）で検討し、制度の導入の適否を判断します。

- (1) 民間事業者等に管理を行わせることで、住民ニーズにあった開館日や開館時間の拡大などサービスの充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。
- (2) 民間事業者等が有する経営能力の活用により、行政コストの縮減が期待できる。
- (3) 利用の平等性、公平性など（守秘義務の確保等を含む。）について、行政でなければ確保できない明確な理由がない。
- (4) 民間事業者等が同様または類似するサービスを提供している。
- (5) 施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模を考慮して、民間事業者等の運営が可能である。
- (6) 施設の管理運営経費を税負担（指定管理料）に依存するのではなく、利用料金等により運営を行うことが期待できる収益的施設である。

2 指定管理者制度導入施設を見直す場合

既に指定管理者制度を導入済みの施設について、施設の設置目的の変更や社会情勢の大幅な変動などにより、現行の管理運営形態を見直すべき事由が生じた場合は、改めて推進委員会において指定管理者制度導入の適否を判断し、管理運営形態を決定します。

3 指定管理者制度導入に伴う条例の整備等

(1) 指定管理者制度導入に関する手続条例

指定管理者制度を導入するためには、指定管理者の公募から指定に至る手続を規定した例規の整備が必要となります。

本市においては、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則を制定しています。

(2) 施設設置管理条例の改正

指定手続条例は、指定管理者制度を導入する施設を個別に定めていないことから、導入する場合は、当該施設の設置管理条例で指定管理者による管理を行う旨を規定する必要があります。

(3) 利用料金制の検討

利用料金制は、施設の使用料を、指定管理者の収入（利用料金）として収受させることができるしくみです。指定管理者の経営努力を発揮しやすくすること、また、会計事務の効率化を図ることを目的としています。

指定管理者が施設の管理を行うために必要な経費は、次の3つのうちいずれかの方法で賄われます。

- ① 全て利用料金で賄う。
- ② 全て指定管理料で賄う。
- ③ 一部を利用料金で、残りを指定管理料で賄う。

利用料金制は、指定管理者のインセンティブ向上を目的として、基本的には活用すべきであると考えます。ただし、利用料金制を採用するかどうかは、利用者の増減が指定管理者による運営努力と相関関係があるか等が判断基準になります。したがって、文化施設やスポーツ施設等の集客施設は、原則として利用料金制を採用することが求められ、一方で、火葬場等、利用者のコントロールが困難、あるいは不可能な施設は、使用料制を採用することが考えられます。

また、利用料金制の導入に際しては、想定外の利用者の減少や、利益が過大となった場合等の取扱いについて募集要項等に明記しておく必要があります。

なお、利用料金制を採用しない場合は、法第225条の「使用料」として市が徴収し、市の歳入となります。この場合、使用料の徴収事務を指定管理者の業務として定め、指定管理者に行わせることもできます（法施行令第158条第1項）。使用料の徴収又は収納事務の委託には告示が必要です。

【利用料金制と使用料制の主な違い】

項目	利用料金制	使用料制
債権	指定管理者の収入として収受させるもので、私法上の債権	市の歳入となるべき公法上の債権
経営努力へのインセンティブ	指定管理者の収益に直結するため経営努力が働く	市の歳入であるため直接的に関係がない
指定管理者の経営リスク	あり	なし
料金設定	条例で上限を定めその範囲内で指定管理者が設定	地方公共団体
料金徴収	指定管理者	地方公共団体 ※法施行令第158条の規定による委託を行えば、指定管理者が行うことも可
料金の収納先	指定管理者	地方公共団体

【Ⅲ 指定管理者制度運用の基本的条件】

1 選定にあたっての基本的な考え方

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設です(法第 244 条第 1 項)。

例えば、文化施設、体育施設、福祉センター等は、住民に最も身近な施設であり、住民の意見を反映した運営を最優先に心がけなければなりません。それゆえ、公の施設の指定管理者となる事業者は、行政の目的を真に汲み取った管理運営が求められるものであり、それを達成しうる事業者が選定されなくてはなりません。

以上を踏まえ、選定にあたっての基本的な考え方は、以下のとおりとします。

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例 第 5 条

(指定管理者の選定)

- (1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。
- (2) 事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。
- (3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長等が指定管理施設の性格又は目的に応じて別に定める基準に適合していること。

2 公募および非公募の決定

指定管理者の募集に当たっては、公募を行うことを原則とします。ただし、次に定めるいずれかの事情がある場合は、公募を行わないことができるものとします。

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)と施設の関係が密接不可分にある場合、又は団体の役割と施設の設置目的・機能が一致する場合など、その団体が管理運営を行うことにより、安定的・効果的な施設運営が期待できる場合
- (2) 施設の特性から専門性と継続的な管理運営が必要となり、適切な指定管理者が特定の団体に限定される場合
- (3) 地域の人材活用、団体の育成等の政策的な方針に照らして合理的な理由がある場合
- (4) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)の活用により一定期間施設の管理運営を行うものを指定する場合(いわゆる「PFI 法」)

3 指定期間

指定管理者を指定する期間は、原則として 5 年間とします。ただし、施設の特性から専門性と

継続的な管理運営を要する場合など特別の理由がある場合は相当期間とします。

4 申請資格要件

(1) 基本的な申請資格要件

募集にあたっては、施設の設置目的、性質等を考慮し、申請資格要件を設定します。なお、基本的な申請資格要件は次のとおりとし、合理的な範囲で設定するものとします。

基本的な申請資格要件

法人その他の団体(以下「団体等」という。)で、〇〇〇〇の管理運営を継続して安定的に実施する能力を有すると認められるものとします。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する団体等(法人格を有しない団体にあつては、その代表者。以下同じ。)は、指定管理者の指定を受けることができません。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しない者
- (4) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、飯塚市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (5) 指定管理者の指定を委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条(同条を準用する場合を含む。)又は第 180 条の 5 第 6 項(同項を準用する場合を含む。)の規定に抵触することとなる者を構成員とするもの
- (6) 国税及び地方税を滞納している者
- (7) 福岡県暴力団排除条例(平成 21 年 10 月 19 日福岡県条例第 59 号)に規定する暴力団または暴力団員等を構成員とするもの。また、同条例「第四章暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」の規定に該当する者。

(2) 地域要件

制度の趣旨を考慮し、原則として地域要件等を限定しないこととします。ただし、関係法令との関係や施設の目的、性質、業務内容等によって、次の条件を満たす場合、地域要件(市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある団体等とします。また、共同事業体による応募にあっても構成員がすべて市内に本社又は本社機能若しくは経営主体がある団体等とします。)の設定ができるものとします。

- ア) 市内団体等に限定しても、管理運営業務を効果的に実施し、施設の設置目的を達成することが見込めること。
- イ) 市内団体等からの複数の応募が見込めること。

(3) 共同事業体

共同事業体の構成は、管理運営業務の責任の明確化を図るため、構成員数は 3 者以内とし、構成員の組合せは個人以外の団体等によるものとします。

(4) 市内団体等への優遇措置

地域要件を設定しない場合においては、市内団体等への優遇措置の観点から、審査の時点で、市内団体等には加点する方式を採用できるものとします。

市内団体等と市外団体等(市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。)が競合する場合は、市内団体に配点合計の100分の5を加点するものとします。なお、市内団体等のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。なお、共同事業体の場合は、申請時に協定書等出資比率が分かる書類の写しの提出を求めるとします。

(5) 市内事務所要件

応募時において市内に事業者を有しない団体が指定管理者に指定された場合には、協定書締結後速やかに、市内に人的及び物的設備を備えた事務所または事業所(※法人市民税における事務所等要件を満たすこと)を置くことを要件とします。

5 管理運営に要する費用

(1) 利用料金制度

指定管理者制度では、利用料金を自らの収入とすることが認められており、本市においても原則として導入しているところです。

利用料金制度は、指定管理者の自主的な経営努力を促すとともに、市や指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から、指定管理者が収受した施設の使用料(利用料金)を指定管理者の収入として収受させる仕組みです。

① 利用料金の設定

利用料金は、条例で定められた金額を超えない範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を受けて設定することになります。

② 利用料金制度から発生する利益

利用料金制度は、指定管理者に対してインセンティブを付与するもので、指定管理者の自主的な経営努力により利益が発生したとしても、原則精算しないものとします。

③ 利用料金の減免

利用料金の減免については、指定管理者は市が規定している減免規定による場合以外であっても、特別の理由があると認めるときは、市の承認を受けて減免することができます。

(2) 指定管理料

指定管理者が利用料金収入、その他収入等で管理運営経費を賄うことができない施設については、その差額分を指定管理料として指定管理者に市が支出します。

施設に必要とされる管理経費を積算するとともに、指定管理者に行わせる業務内容等を十分検討した上で設定するものとします。なお、管理経費の削減による利用者サービスの低下や指定管理者の安定的運営(労働条件の確保等)を阻害することにならないように留意し、利用料金とともに適切に設定するものとします。

【Ⅲ 指定管理者制度運用の基本的条件】

また、既に指定管理者制度を導入している施設の更新等に伴う指定管理料については、過去3年間の維持管理経費や利用料金等の状況を踏まえるとともに、社会情勢等を考慮した上で設定するものとします。

指定管理料については、指定管理者に対してインセンティブを付与し、指定管理者の自主的な経営努力を促すため、原則精算しないものとします。

6 自主事業

指定管理者は、①設置条例、協定書、仕様書等で定められた指定管理業務のほか、②設置目的の範囲内において、指定管理者からの自主的な提案により施設を使用して行う事業、③設置目的の範囲外において、施設の利便性等を高めるためなどの目的で施設を使用して行う事業を行うことができます。

自主事業とは、このうち指定管理業務の範囲外において、指定管理者が施設を使用して行う事業を指します。指定管理業務の範囲外となることから、その実施に当たっては、事前に市が承認を行うこと、施設の使用に当たり指定管理者による使用許可(利用許可)手続が必要となります。

自主事業の承認要件

- ・施設の設置目的に合致し、利用促進または利用者サービスの向上に寄与するものであること。
- ・収支見込や事業の運営形態において、業務仕様書に示す指定管理者の本来業務に支障を来さないことと認められるものであること。
- ・事業実施後の指定管理者による原状回復が可能であること。
- ・第三者に損害を与えた場合の損害賠償など、当該事業の実施に伴う一切の責任を指定管理者が負うものであること。
- ・施設運営上の継続性に影響を与えないものであること。

7 指定管理者との責任分担

指定管理者制度は、公の施設に関する権限を指定管理者に委任して代行させるものであり、指定管理者は施設の管理に関し、責任とリスクが伴います。このため、市と指定管理者との間でそれぞれが担う責任とリスクを協定書に規定し、責任および費用負担を明確化します。

また、指定管理者が管理運営を行う際には、万一の事故に備え、指定管理者が損害賠償責任保険等に加入することを仕様書等に明記します。

8 第三者による実施

指定管理者制度による施設の管理を行う場合、警備、清掃、設備等の保守点検業務や植栽の管理などの個々の具体的な業務を第三者に再委託することは差し支えありませんが、業務を一括して第三者へ委託することはできません。

【Ⅲ 指定管理者制度運用の基本的条件】

ただし、第三者に委託する業務については、事業計画等において事前に市から承認を得たもの
とします。

9 情報の管理および公開

(1) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）および飯塚市個人
情報保護条例（平成 18 年飯塚市条例第 11 号）等を遵守し、業務の実施に関して知り得た個人
情報を適正に管理するものとし、協定書においてその旨を規定します。

(2) 情報の公開

指定管理者制度の運用については、その透明性が求められることから、指定管理者は、業
務の実施に関して飯塚市情報公開条例（平成 18 年飯塚市条例第 10 号）の趣旨に沿った情報
公開に対して積極的な措置を講じるものとし、協定書においてその旨を規定します。

【IV 指定管理者の募集】

1 公募の手続き

指定管理者の公募を行うにあたっては、募集要項や仕様書等を作成し、施設の設置管理条例に定められた目的を達成するための個々の業務内容等を定めておく必要があります。それらの関係書類は、公募を実施する施設の所管課が作成します。なお、公募を行わない場合（非公募）においても、それらに準じ申請要項や仕様書等を作成します。

(1) 募集要項の作成

指定管理者の募集にあたっては、施設ごとに募集要項等を作成します。

募集要項は、施設の概要、資格要件、申請手続、その他の情報を提供するものであり、団体等が応募を決める際の重要な書類となります。

応募団体にとって、募集要項は応募の判断や応募に必要な計画等を作成するための重要な情報源となります。したがって、施設の業務内容及びサービス水準等に関する具体的な記載が求められます。

以下、募集要項に記載する基本的な事項を示します。

【募集要項に記載する主な事項】

- ① 指定管理施設の概要
- ② 申請することができる団体の資格
- ③ 申請を受け付ける期間
- ④ 申請に必要な書類
- ⑤ 指定候補者を選定する基準
- ⑥ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ⑦ 指定管理施設の使用料又は利用に係る料金に関する事項
- ⑧ 指定管理者として指定する期間
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 仕様書の作成

仕様書は、団体等が応募する際に、管理運営の能力を満たしているかどうかを自ら確認するための、また、団体等が提案金額を積算する時の基礎資料とするための要求水準（サービスの基準）を明示した書類です。

仕様書の作成に関しては、施設の効果的かつ効率的な管理運営、利用者サービスの向上の観点や各施設の性質を十分考慮し作成します。

(3) 指定管理料基準額の設計

指定管理料基準額の設計については、仕様書を基に人件費、管理費及び運営費に分類し、過去3年間の状況を分析、精査し上限額を定めるものとします。利用料金制度を導入している場合は、過去3年間の利用収入額を分析、精査し算出した額を差し引いた額を上限額とします。

(4) 選定基準の作成

選定基準については、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条（指定管理者の選定）に基づき、次の項目に留意し、各施設の目的や性質、事業内容に即した具体的な選定基準を定めます。

- ① 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと
- ② 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること
- ③ 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること
- ④ 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること
- ⑤ 施設の目的または性質に応じて別に定める基準

2 公募の方法

(1) 公募の期間

指定管理者の公募の期間については、申請者が施設の設置目的等を十分理解し、高い水準の事業計画等が作成できるよう期間を確保する必要性から、原則として公募を開始した日から起算して60日以上期間を設定するものとします。

(2) 募集の方法

指定管理者の公募の周知方法は、告示、市報及びホームページへの掲載その他広く周知できる方法により行うこととします。

(3) 現場説明会の実施

公募期間中に遅滞なく施設の現場説明会を開催します。なお、同じ条件で説明を行う必要があることから、参加者は一同に会することとします。

(4) 質疑応答

募集要項等に対する質問は、期限を定め、文書又は電子メール等により受付を行い、ホームページ等を通じて公表するものとします。

【V 指定管理者の選定】

1 選定委員会の設置

(1) 選定委員会の設置【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第18条】

指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を公正かつ適正に選定するため、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(2) 選定委員会の構成

【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第8条】

選定委員数は10人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱または任命します。

- ① 学識経験を有する者 3名以内
- ② 公募による者 2名以内
- ③ 選定する指定管理施設に関して専門的知識を有する者 2名以内
- ④ 市の職員 2名以内
- ⑤ 市長が必要と認めるもの 1名以内

上記④については、原則、施設を所管する部長職とします。

ただし、施設の特異性から施設所管部以外の本市の職員を選定委員とする必要があると認められる場合は導入委員会において例外的な取扱いについて審議します。

(3) 選定委員会の公開、非公開

選定委員会については、申請団体の著作権や知的財産権を考慮し、原則非公開とします。ただし、プレゼンテーションについては、原則公開とします。

2 候補者の選定方法

候補者の選定は、選定基準に基づき、非公募を含め、申請者から提出された事業計画書等の内容ならびにプレゼンテーションおよびそれらに対するヒアリングの結果を総合的に審査し、当該施設の指定管理候補者として最もふさわしい者を選定します。

(1) 選定基準

選定基準については、以下に掲げる選定基準を基本とし、施設の目的や性質、事業内容に合致した審査項目を設定するものとします。

選定基準	審査項目	
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本方針が示されているか
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか
		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか
	事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか
		(11) 見積額
	地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか
		(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか
(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。		
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか
	実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか
		(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか
		(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか
		(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか	

(2) 失格

次の事項に該当する申請については、失格とします。

- ① 経費の縮減が達成されない場合（提案された指定管理料が公募要項等に規定された指定管理料基準額（上限額）を上回る場合）
- ② 募集要項に規定された応募資格を有しない者
- ③ 選定評価書の総得点率が50%に満たない場合
- ④ その他選定基準を満たさない者

(3) 選定の手順

選定委員会における選定の方法は、次のとおりとします。

- ① 別に定める選定基準に基づいて行うものとします。
- ② 選定基準の採点は、申請者からの提出書類を基本とし、プレゼンテーションの内容を加味して行うものとします。

(4) 候補者の選定方法

候補者の選定については、選定委員会委員において評価項目ごとに採点し、総合得点の最も高い申請団体を候補者として決定します。また、複数の申請団体がある場合は次点者以下の順位を得点の高い団体から順次決定します。

なお、応募した申請団体が1者及び非公募の場合でも、選定基準を満たしているかどうかの審査が必要なことから、選定委員会で審査を行うものとします。

(5) 選定評価書の配点

選定評価書は次表を参考として、選定基準及び審査項目ごとに配点を行うものとし、単に経費の縮減を追求するのではなく、利用者サービスの向上、施設の効果的かつ効率的な管理運営、安定的な運営の確保（労働条件の確保等）に主眼を置くものとします。

評価は0点から5点までの6段階評価（標準的なレベルにある場合を3点とする。）とし、施設の性質等により、特定項目や係数を変更することができるものとします。

市内団体等と市外団体等（市内団体等と市外団体等の共同事業体を含む。）が競合する場合は、市内団体に選定評価書の選定基準(1)から(4)の配点合計の100分の5を加点するものとします。

なお、市内団体等のみで構成する共同事業体の申請にあつては配点合計の100分の5としますが、市内団体等と市外団体等が構成する共同事業体の申請にあつては共同事業体協定書に示された出資比率で按分して加点するものとします。

選定評価書(基準)

選定基準	審査項目		配点	係数	評価点
(1) 指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いを行われる恐れがないこと	利用者の平等な利用の確保	(1) 利用者の平等な利用の確保が図られているか	10	5	1.0
	個人情報保護対策	(2) 秘密保持、個人情報保護についての措置が十分とられているか		5	1.0
(2) 事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること	施設の設置目的の理解	(3) 施設の設置目的の理解がなされているか。	10	5	1.0
	管理運営理念・方針	(4) 施設の性格や設置目的を踏まえた管理運営に対する理念や基本の方針が示されているか		5	1.0
(3) 指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること	事業計画、方針	(5) 事業運営に対する熱意や意欲があるか	25	5	1.0
		(6) 施設の利用促進への具体的提案がなされているか		5	1.0
		(7) サービス向上が見込める提案がなされているか		5	1.0
		(8) 施設の効用を発揮できる効果的な提案であるか		5	1.0
		(9) モニタリングに対する考え方は適切であるか		5	1.0
	事業収支計画	(10) 収支計画が適正で施設の管理運営に係る経費の縮減が図られているか	10	5	1.0
		(11) 見積額		5	1.0
	地域との連携、社会貢献	(12) 地元人材の雇用や障がい者、高齢者の雇用への取組みに十分な配慮がなされているか	15	5	1.0
		(13) ワークライフバランスの充実や男女共同参画の推進に向けた取り組みはなされているか		5	1.0
		(14) 再委託や物品調達などについて市内の企業等の積極的な活用に十分な配慮がなされているか。		5	1.0
(4) 指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること	業務実績	(15) 同種・同類の業務実績があるか	5	5	1.0
	実施体制	(16) 団体の運営体制の安定性・継続性は確保できるか	20	5	1.0
		(17) 有資格者を含めて人的配置は十分であるか		5	1.0
		(18) 危機管理体制、安全対策は十分であるか		5	1.0
		(19) 指定管理者の帰責事由による損害賠償等のリスクに対応できるか		5	1.0
経営基盤	(20) 経営基盤（安定性・信頼性・透明性・公平性）は十分であるか	5	5	1.0	
合 計			100	100	
(5) その他(加点) 市内団体は配点合計の100分の5を加点をします。			5	5	
総 合 計			105	105	

※評価は0点から5点までの6段階評価(標準的なレベルにある場合を3点とする。)とし、施設の性質等により、特定項目や係数を変更することができます。

(6) 評価の基準

評価は下記のとおり、0点から5点までの6段階評価(標準的なレベルにある場合を3点とする。)とします。

評価点	評価の基準
5	特に優れている(市の要求基準を大幅に上回っている)
4	優れている(市の要求基準を上回っている)
3	普通(市の要求基準を満たしている)
2	多少不十分である(市の要求基準を下回っている)
1	不十分である(市の要求基準を大幅に下回っている)
0	劣っている(能力を有していない・提案自体がない)

(7) 係数の設定

各審査項目の係数は、施設の管理運営を行う上での優先度により、下記のとおり設定します。

係数	係数の考え方
2.0	施設の管理運営を行う上で、特に優先される項目
1.5	施設の管理運営を行う上で、優先される項目
1.0	施設の管理運営を行う上で、基本的な事項であると判断される項目

3 選定結果の通知および公表**(1) 選定結果の通知**

選定結果については、申請団体に対して速やかに文書にて通知するものとします。

(2) 選定結果の公表

選定結果については、ホームページにより、次の内容を公表します。

- ① 選定結果
- ② 候補者名
- ③ 選定までの経過

4 再度の選定

(1) **再度の選定** 【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第5条】

申請団体に選定結果の通知をした後、当該指定候補者を指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、選定委員会において次点となった申請団体から順に指定候補者とすることができるものとします。

(2) **再度の選定ができる場合**

指定管理者に指定することが不可能となったとき、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときの例としては、次の場合が考えられます。

- ① 候補者が倒産または解散したとき。
- ② 候補者が提出した書類の内容に指定を受ける目的をもって虚偽を記載したと認められることが判明したとき。

(3) **再度の選定の通知**

再度の選定を行うときは、申請団体に対し、速やかにその旨を文書にて通知します。

また、新候補者を選定したときは、選定結果の通知の例により、申請団体に対し、速やかにその結果を文書にて通知します。

【VI 指定管理者の指定】

1 議会の議決

(1) 議会の議決【地方自治法第 244 条の 2 第 6 項】

指定管理者の指定については、議会の議決が必要となります。提案する議案の内容については、次の項目となります。

- ① 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
- ② 指定管理者となる団体
- ③ 指定管理者に管理を行わせようとする期間
- ④ 選定の方法及び理由

なお、候補者および選定結果の概要が記載された議案説明資料を作成し、議案書と併せて提出するものとします。

(2) 債務負担行為の議決

施設の管理経費を全て利用料金で賄う場合を除き、指定管理者の指定に当たっては、予算で債務を負担する行為をすることの議決が必要となります。このため、議案と併せて提案する必要があります。

(3) 指定の通知および告示

指定管理者の指定の議案が可決されたときは、指定管理者を指定し、その旨を当該指定管理者に文書にて通知をするとともに、飯塚市公告式条例（平成 18 年飯塚市条例第 3 号）により告示します。

【Ⅶ 指定管理者による管理】

1 協定の締結

議会の議決、指定の告示後に市と指定管理者との間で協定を締結します。指定期間が複数年に渡る場合は、「基本協定」と単年度ごとの「年度協定」を締結します。

(1) 基本協定

基本協定書は指定期間内の具体的な管理の基準や業務の範囲、リスク分担や管理代行上必要となる細部の事項を、市と指定管理者が協議して協定として定めるもので、主な項目は次のとおりとします。なお、基本協定を締結したときは、飯塚市公告式条例により告示します。

- ① 協定の目的
- ② 管理業務の範囲
- ③ 指定期間
- ④ 指定管理料
- ⑤ 緊急時の対応
- ⑥ 個人情報の保護
- ⑦ 情報公開
- ⑧ 事業計画
- ⑨ 事業報告
- ⑩ 指定の取消し等
- ⑪ 損害賠償
- ⑫ リスク分担
- ⑬ その他管理業務の実施にあたって必要な事項

(2) 年度協定

年度協定書は当該年度の業務内容及び本業務の実施の対価として支払われる指定管理料の額・支払方法を定めるものです。

2 事業計画書の提出

指定管理者が提出する指定期間 2 年目以降の事業計画については、市の当初予算編成に支障がないよう指定管理者と施設所管課が協議の上、提出することとします。

3 事業報告書の提出【地方自治法第 244 条の 2 第 7 項】

指定管理者は、毎年度終了後に、管理業務に係る事業報告書を作成し、市に提出しなければなりません。市が施設の管理状況や運営状況、利用状況等を把握し、評価するためのもので、施設の目的、性質、事業内容等に応じた内容で報告を求めます。

- ① 事業報告の提出期限
年度終了後 60 日以内

② 事業報告書の内容

事業報告書は、次の内容を基本とし、施設の目的、性質、事業内容等に応じた報告を求めます。

- ア 管理業務の実施状況
- イ 自主事業の実施状況
- ウ 施設の利用状況
- エ 管理経費等の収支状況
- オ その他の報告

4 評価委員会の設置

(1) 評価委員会の設置【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 18 条】

指定管理施設の管理、運営等の状況についての調査、検証及び評価並びに法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を行う際に必要となる事項を調査審議するため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

(2) 評価委員会の構成【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第 9 条】

評価委員数は 10 人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱または任命します。

- ① 学識経験を有する者 3 名以内
- ② 公募による者 2 名以内
- ③ 当該指定管理施設の利用者 2 名以内
- ④ 当該指定管理施設に関して専門的知識を有する者 2 名以内
- ⑤ 市長が必要と認めるもの 1 名以内

5 モニタリング、評価の実施

(1) 指定管理者導入施設の調査等(モニタリング、評価)

【地方自治法第 244 条の 2 第 10 項、第 11 項】

指定管理者による施設管理の適正を期するため、「指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン」に基づき、随時、指定管理者が管理する施設への立入等により、管理運営状況を確認(モニタリング)するとともに、指定管理者から提出される年度終了後の事業報告書等やその他関係書類による検査を行い、各年度の評価を実施します。

また、必要に応じて業務の改善指示等を行い、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと思われる場合は、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じるものとします。

① 1 次評価

全施設を対象とします。

所管部署の責任において、評価表により評価を実施します。

なお、2 次及び 3 次評価機関において適切に評価の検証ができるよう、評価の内容や理由を具体的に記載するなど、わかりやすいものとします。

② 2次評価

指定管理者制度導入推進等委員会において全施設の評価の検証(所管課及び指定管理者に対するヒアリング等を含む)を行い、3次評価対象施設を選定します。

③ 3次評価

対象施設について行います。

飯塚市指定管理者評価委員会において、所管部署における評価に関して第三者的立場から検証(所管部署及び指定管理者に対するヒアリング等を含む。)を行い、今後の対応について意見を聴くものとします。

4 常 任 委 員 会 資 料

平成28年3月7日、8日提出

資料 3

指定管理者制度モニタリング の運用に関するガイドライン

平成 2 8 年 3 月
飯 塚 市

目 次

はじめに	1
1 モニタリングとは	2
2 モニタリングの実施	3
(1) 指定管理者制度が行うモニタリング	
(2) 市が行うモニタリング	
3 評価および改善指導等	4
(1) 評価の考え方	
(2) 評価の方法	
(3) 評価委員会の設置	
(4) 評価のスケジュール	
(5) 評価の公表	
(6) 業務の改善指示	

【様式】

- 様式 1 指定管理業務評価表
- 様式 2 指定管理業務改善指示書
- 様式 3 指定管理業務改善勧告書
- 様式 4 指定管理業務改善計画書

はじめに

本市では、指定管理者制度導入によって、多くの公の施設の管理運営を民間事業者等に委ねています。指定管理者制度は、民間事業者等のノウハウを公の施設の管理運営に活用することで、多様化する利用者ニーズに対し効果的、効率的に対応し、かつ公共サービスの向上や経費の縮減などを図ることを目的としています。

モニタリングとは、指定管理者による施設管理の適正を期するため、市が求める達成水準を満たされているかなど、継続的なチェックを行うものです。

モニタリングを適切に実施することで、重大な事故や事件の発生、指定管理者が実施する事業等のリスクの予兆を発見し、早期に指示・助言を行い、改善や是正されることで、施設の管理運営を継続できなくなるという最悪の事態が避けられることとなります。また、コスト削減を重視するあまりに公共サービスの水準が低下したりする可能性も防ぐこととなります。

このため、従前の「指定管理者制度導入施設の評価に関する指針」を改め、新たにモニタリングの実施に関する事務、運用の手続きを定めた「指定管理者制度モニタリングの運用に関するガイドライン」を策定し、効果的なモニタリングを実施することにより、指定管理者による管理運営の適正を期するものとします。

1 モニタリングとは

モニタリングとは、指定管理者による業務の履行に関し、施設の設置管理条例、飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年条例第 13 号。以下「条例」という。）及び飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 20 号。以下「規則」という。）、仕様書及び協定等に基づき、適切かつ確実なサービスの提供が確保されているかなどを確認する手段です。また、安定的、継続的にサービスを提供することが可能であるか監視（測定、評価）し、必要に応じ改善に向けた指導や助言を行う一連の仕組みのことです。

【参考】

地方自治法244条の2

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

飯塚市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（事業報告書の提出）

第 9 条 事業報告書(法第 244 条の 2 第 7 項の事業報告書をいう。以下同じ。)は、毎年度終了後 60 日以内(法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して 60 日以内)に市長等に提出しなければならない。

（市長等による管理）

第 17 条 市長等は、法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 モニタリングの実施

指定管理者による施設管理の適正を期するため、市が求める達成水準（仕様書及び協定書等に記載された内容）を満たしているかなど、継続的なチェック（モニタリング）の実施を行うものとします。また、モニタリングは指定管理者によるセルフモニタリングと市（第三者によるモニタリングを含む。）が行うモニタリングとします。

(1) 指定管理者が行うモニタリング

① 利用者アンケート

指定管理者によるモニタリングは、利用者に対し当該施設等において提供するサービスに関するアンケート用紙を作成し、施設内に回収箱を設置するなどして回収します。アンケートの集計、分析を行い、結果を施設内に掲示するなど公表します。ただし、施設の目的や性質、事業内容等により特別な事情がある場合は、省略することができるものとします。

② 履行確認

指定管理者は、毎年度終了後に、管理業務に係る事業報告書を作成し、市に提出しなければならないとされています（地方自治法第 244 条の 2 第 7 項）。これは、市が施設の管理状況や運営状況、利用状況等を把握し、評価するためのもので、施設の目的、性質、事業内容等に応じた内容で報告を求めます。

a 事業報告の提出期限

年度終了後 60 日以内

b 事業報告書の内容

事業報告書は、次の内容を基本とし、施設の目的、性質、事業内容等に応じた報告を求めます。

ア 管理業務の実施状況

イ 自主事業の実施状況

ウ 施設の利用状況

エ 管理経費等の収支状況

オ その他の報告

③ 業務の改善

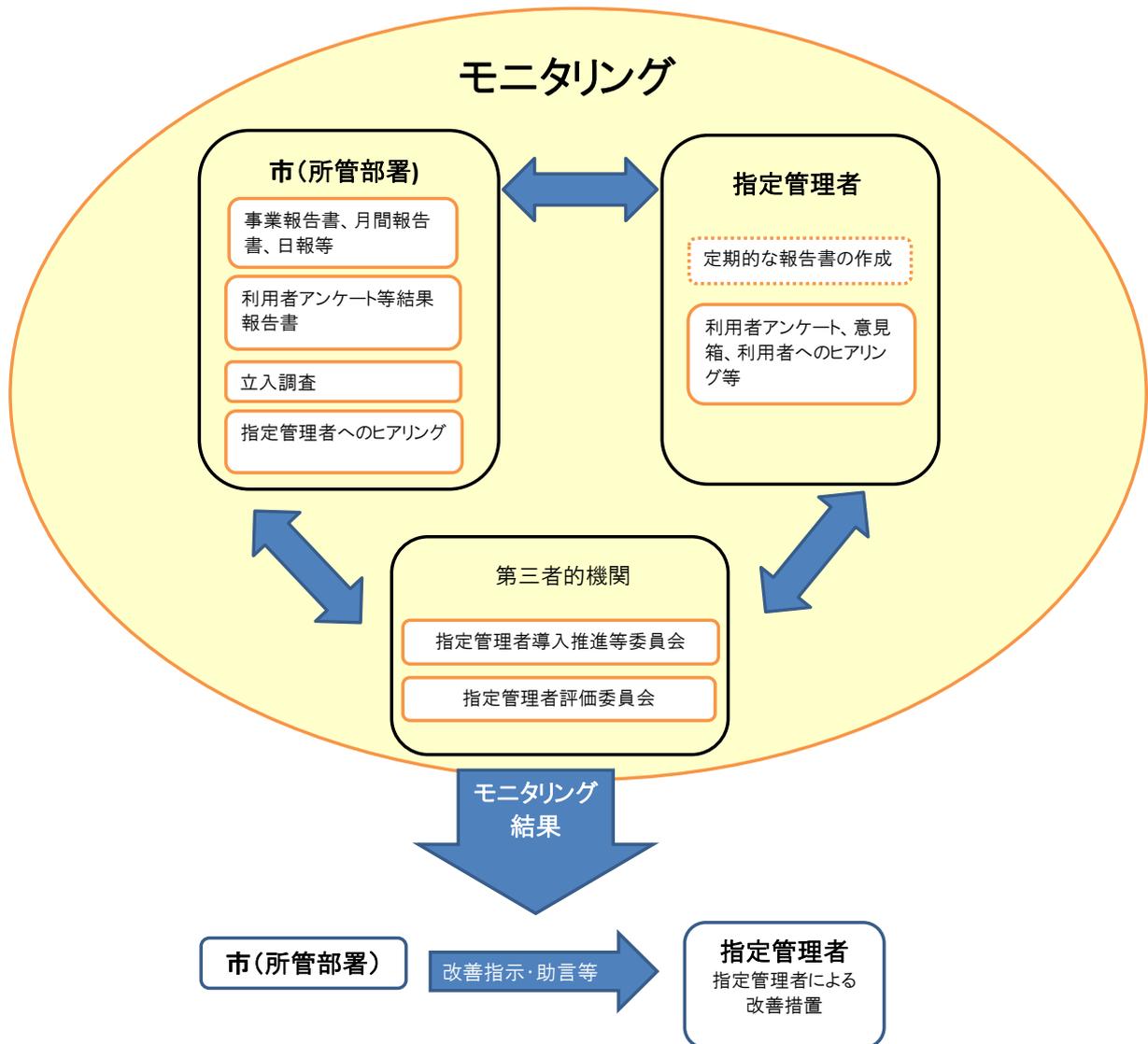
指定管理者は、利用者アンケート等の結果を基に利用者ニーズや満足度を把握し、業務の改善等を行うものとします。所管部署は適宜、その具体的改善方法と結果について報告を求めるものとします。

(2) 市が行うモニタリング

① 履行確認

市によるモニタリングとしては、指定管理者から提出される毎年度の事業報告等に対する確認をはじめ、随時、指定管理者が管理する施設への立入等により達成水準を満たしているかの調査を行います。

モニタリングと改善に向けた流れ



3 評価および改善指導等

指定管理者制度を導入している全ての施設を対象に、各年度の評価を実施します。評価の方法は、別表に示す指定管理業務評価表（以下「評価表」という。）（様式1）に基づき、指定管理者の管理運営状況について評価を行います。

ただし、評価表の項目については、施設ごとに必要に応じて追加、削除できるものとします。

(1) 評価の考え方

指定管理者の評価は、評価表に定められた達成基準に基づき、1点から5点までの5段階評価とし、合計点数で総合評価を行います。

① 評価の基準

評価は下記のとおり5段階の評価点とし、以下の評価基準で評価を行います。

評価点	評価基準
5	協定等の内容以上の水準で業務を履行している。
4	協定等の内容どおり業務を履行しており、適正である。
3	協定等の内容どおり業務を履行しているが、若干改善点が見受けられる。
2	協定等の内容に対し、一部不履行がある。
1	協定等の内容に対し、かなり不履行がある

② 総合評価

評価表に基づき、達成基準ごとに評価を行い、総合点数で総合評価を行います。

総合評価	評価内容	評価基本点
A	優れていると認められる。	90点以上
B	適正であると認められる。	80点以上 90点未満
C	概ね適正であると認められる。	60点以上 80点未満
D	改善が必要である	40点以上 60点未満
E	指定取消し等の検討が必要である。	40点未満

【総合評価の考え方】評価点に1つでも1、2点があった場合は、総合評価「D」以下とします。

(2) 評価の方法

① 指定管理者による自己評価

指定管理者は毎年度終了後、評価表による自己評価を行い、市へ提出します。

② 市による評価

所管部署は毎年度終了後、指定管理者から提出された事業報告書、利用者アンケート結果等の各種報告書などモニタリング結果に基づき評価を行います。

(3) 評価委員会の設置

① 評価委員会の設置【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第18条】

指定管理施設の管理、運営等の状況についての調査、検証及び評価並びに法第244条の2第11項の規定による指定の取消し及び期間を定めた管理の業務の全部又は一部の停止の命令を行う際に必要となる事項を調査審議するため、指定管理者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置します。

② 評価委員会の構成

【公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第9条】

評価委員数は10人以内とし、次に掲げる者の中から市長が委嘱または任命します。

- ア 学識経験を有する者 3名以内
- イ 公募による者 2名以内
- ウ 当該指定管理施設の利用者 2名以内
- エ 当該指定管理施設に関して専門的知識を有する者 2名以内
- オ 市長が必要と認めるもの 1名以内

(4) 評価のスケジュール

① 1次評価

全施設を対象とします。

所管部署の責任において、評価表により評価を実施します。

なお、2次及び3次評価機関において適切に評価の検証ができるよう、評価の内容や理由を具体的に記載するなど、わかりやすいものとします。

② 2次評価

指定管理者制度導入推進等委員会において全施設の評価の検証(所管課及び指定管理者に対するヒアリング等を含む)を行い、3次評価対象施設を選定します。

③ 3次評価

対象施設について行います。

飯塚市指定管理者評価委員会において、所管部署における評価に関して第三者的立場から検証(所管部署及び指定管理者に対するヒアリング等を含む。)を行い、今後の対応について意見を聴くものとします。

(5) 評価の公表

評価結果については、指定管理者制度の運用の透明性を確保する観点から、指定管理者制度導入施設ごとに市ホームページ等で公表します。

(6) 業務の改善指示

総合評価が「D」または「E」、または評価点が1点、2点の項目がある場合は、指定管理者に対して文書をもって指導を行うものとし、指定管理業務改善指示書(以下「改善指示書」という。【様式2】)または指定管理業務改善勧告書(以下「改善勧告書」という。【様式3】)による通知を行います。指定管理者は、指導項目の原因を特定し対応策を指定管理業務改善計画書(以下「改善計画書」という。)(様式4)に取りまとめ、市に提出します。

① 業務の改善指導・指示

総合評価が「D」または「E」、または評価点が1点、2点の項目がある場合は、指定管理者に対して改善指示書により必要な指導および指示を行い、業務の改善を図ります。

指定管理者は、改善指示書による通知を受けた場合は、通知を受けた日から 15 日以内に改善計画書を市へ提出し、改善対策を行うとともに、指定期限内に結果を文書にて報告します。

② 業務の改善勧告

改善指示書による指示を行ったが、指示事項が次回調査時点で改善されていない場合等は、指定管理者へ改善措置期限を定めた改善勧告による通知を行うとともに、その内容をホームページ等で公表します。

③ 指定の取消し等

地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取り消し、業務の全部又は一部の停止については、概ね次に掲げる場合とし、原則として飯塚市指定管理者評価委員会の意見を聴くものとします。

- (1) 関係法令、条例、規則又は協定の条項に違反したとき。
- (2) 指定管理者による管理運営業務の実施に際し不正行為があったとき。
- (3) 改善勧告書による改善措置期限を過ぎても改善されていない場合
- (4) 指定管理者の経営状況が著しく悪化しているとき。
- (5) 指定管理施設の適正な管理に重大な支障が生じるとき又は生じるおそれがあるとき。

指定管理業務評価表

施設名		施設所管部署	
指定管理者名			
調査日時		調査者氏名	

確認項目		達成基準	評価点
業務履行状況	ア 職員体制	1 事業計画書に即し、職員を過不足なく配置している。	
		2 必要な資格、経験等を有する職員が確保されている。	
		3 労働関係法令を遵守し、職員の適正な労働条件を確保している。	
	イ 外部委託	4 外部委託の内容、委託先は適切である。	
	ウ 個人情報保護	5 個人情報保護に関する規程が整備されている。	
		6 個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	
	エ 情報公開	7 情報公開に関する規程が整備されている。	
		8 協定書等に従い、情報を適切に管理、公表している。	
	オ 管理記録	9 業務日誌等を適切に整備、保管している。	
		10 点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	
	カ 緊急対応	11 事故、災害等の緊急時の連絡体制が確保されている。	
		12 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練等を行っている。	
	キ 施設管理	13 事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	
	ク 事業運営	14 事業計画書に則って、指定管理業務を適切に行っている。	
		15 施設の目的に沿って、自主事業を実施している。	
	ケ 維持管理	16 仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。	
		17 仕様書等に従い、施設、設備の保守管理を適切に行っている。	
		18 協定書等に従い、適切に修繕を行い、市に報告している。	
	コ 地域との連携	19 地域との連携や協働が図られている。	
	サ 広報活動	20 効果的な営業、広報活動を行っている。	
利用者サービス	シ 利用者対応	21 言葉遣い、態度、服装等の接遇について適切である。	
		22 利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。	
		23 利用者アンケート等の結果、利用者の満足が得られている。	
	ス 苦情等対応	24 苦情、要望等に対して迅速かつ適切に対応している。	
		25 利用者の意見を把握し、それらを反映させる取組みを行っている。	
経済性	セ 効率性	26 経費の効果的、効率的な執行を行っている。	
		27 指定管理業務に関し、経費低減の取組みを行っている。	
	ソ 経理事務	28 専用の口座、帳簿等を備え、適切に経理事務を行っている。	
	タ 予算執行	29 収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	
	チ 財務状況	30 団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	
合計 (A)			
評価基本点【 (A) / 150 × 100】			

総合評価		
総合評価コメント		

様式2

文書番号
年 月 日

(団体等名)
(代表者名) 様

飯塚市長 印

指定管理業務改善指示書

貴団体と本市の間において、年 月 日付で締結した「飯塚市〇〇の管理運営に関する基本協定書」に定める業務に関し、本市による所定のモニタリングの結果、不適正であると認められる業務がありました。

つきましては、下記のとおり業務改善を指示しますので、業務改善について計画書を提出してください。

なお、本文書において指示した業務改善がなされない場合は、業務改善勧告を行い、その内容を公表することを申し添えます。

記

1 不適正であると認められる業務の内容

評価項目	指摘事項

2 業務改善計画書提出期限

年 月 日まで

3 所管部署名 (〇〇課・室)

様式3

文書番号
年 月 日

(団体等名)
(代表者名) 様

飯塚市長 印

指定管理業務改善勧告書

年 月 日付で第 号で通知し、指定管理業務改善指示書において業務改善の指示を行いました。改善の措置が行われておりません。

つきましては、下記期日までに業務改善の措置を講じるよう勧告します。

記

1 不適正であると認められる業務の内容

評価項目	指摘事項

2 改善措置期限

年 月 日まで

3 所管部署名 (〇〇課・室)

様式4

年 月 日

飯 塚 市 長 様

(団体等名)

(代表者名)

印

指定管理業務改善計画書

年 月 日付で第 号で通知のあった指定管理業務改善指示書に従い、指摘事項となった原因の特定を行い、下記のとおり改善計画書を作成しました。この改善計画書に従い、改善、是正に向けて全力を尽くします。

記

1 改善計画

評価項目	特定された原因	改善・是正対策	実施予定日

福岡県の圏域別・市区町村別人口及び世帯数

		人口				世帯数				1世帯の人員 (平成27年)
		平成27年 人	平成22年 人	増減数 人	増減率 %	平成27年 世帯	平成22年 世帯	増減数 世帯	増減率 %	
① 北九州市	圏域計	961,815	976,846	△ 15,031	△ 1.54	426,277	420,702	5,575	1.33	2.26
	北九州市	961,815	976,846	△ 15,031	△ 1.54	426,277	420,702	5,575	1.33	2.26
	門司区	99,677	104,469	△ 4,792	△ 4.59	43,078	44,232	△ 1,154	△ 2.61	2.31
	若松区	82,881	85,167	△ 2,286	△ 2.68	33,686	33,495	191	0.57	2.46
	戸畑区	59,137	61,583	△ 2,446	△ 3.97	27,827	28,064	△ 237	△ 0.84	2.13
	小倉北区	182,007	181,936	71	0.04	91,173	89,036	2,137	2.40	2.00
	小倉南区	212,933	214,793	△ 1,860	△ 0.87	88,487	86,420	2,067	2.39	2.41
	八幡東区	68,891	71,801	△ 2,910	△ 4.05	31,543	32,142	△ 599	△ 1.86	2.18
	八幡西区	256,289	257,097	△ 808	△ 0.31	110,483	107,313	3,170	2.95	2.32
② 遠賀・中間	圏域計	135,442	140,879	△ 5,437	△ 3.86	54,269	54,491	△ 222	△ 0.41	2.50
	中間市	41,808	44,210	△ 2,402	△ 5.43	17,415	17,801	△ 386	△ 2.17	2.40
	芦屋町	14,199	15,369	△ 1,170	△ 7.61	5,577	5,891	△ 314	△ 5.33	2.55
	水巻町	29,001	30,021	△ 1,020	△ 3.40	12,226	12,087	139	1.15	2.37
	岡垣町	31,587	32,119	△ 532	△ 1.66	11,794	11,656	138	1.18	2.68
	遠賀町	18,847	19,160	△ 313	△ 1.63	7,257	7,056	201	2.85	2.60
③ 京築	圏域計	184,498	189,264	△ 4,766	△ 2.52	74,233	73,924	309	0.42	2.49
	行橋市	70,601	70,468	133	0.19	28,653	27,634	1,019	3.69	2.46
	豊前市	25,961	27,031	△ 1,070	△ 3.96	10,086	10,095	△ 9	△ 0.09	2.57
	荏田町	34,984	36,005	△ 1,021	△ 2.84	15,341	15,560	△ 219	△ 1.41	2.28
	みやこ町	20,264	21,572	△ 1,308	△ 6.06	7,528	7,703	△ 175	△ 2.27	2.69
	吉富町	6,629	6,792	△ 163	△ 2.40	2,588	2,645	△ 57	△ 2.16	2.56
	上毛町	7,460	7,852	△ 392	△ 4.99	2,786	2,843	△ 57	△ 2.00	2.68
	築上町	18,599	19,544	△ 945	△ 4.84	7,251	7,444	△ 193	△ 2.59	2.57
④ 福岡市	圏域計	1,538,510	1,463,743	74,767	5.11	764,159	707,358	56,801	8.03	2.01
	福岡市	1,538,510	1,463,743	74,767	5.11	764,159	707,358	56,801	8.03	2.01
	東区	306,014	292,199	13,815	4.73	140,887	133,165	7,722	5.80	2.17
	博多区	228,200	212,527	15,673	7.37	139,070	124,266	14,804	11.91	1.64
	中央区	192,554	178,429	14,125	7.92	115,966	106,966	9,000	8.41	1.66
	南区	255,852	247,096	8,756	3.54	119,589	112,423	7,166	6.37	2.14
	西区	206,974	193,280	13,694	7.09	88,362	78,018	10,344	13.26	2.34
	城南区	130,973	128,659	2,314	1.80	64,590	62,266	2,324	3.73	2.03
	早良区	217,943	211,553	6,390	3.02	95,695	90,254	5,441	6.03	2.28
⑤ 筑紫	圏域計	433,693	422,301	11,392	2.70	170,125	161,025	9,100	5.65	2.55
	筑紫野市	101,122	100,172	950	0.95	39,338	37,703	1,635	4.34	2.57
	春日市	110,767	106,780	3,987	3.73	43,706	41,075	2,631	6.41	2.53
	大野城市	99,575	95,087	4,488	4.72	39,840	36,778	3,062	8.33	2.50
	太宰府市	72,200	70,482	1,718	2.44	29,103	27,850	1,253	4.50	2.48
	那珂川町	50,029	49,780	249	0.50	18,138	17,619	519	2.95	2.76
⑥ 糟屋中南部	圏域計	195,304	189,888	5,416	2.85	72,988	68,510	4,478	6.54	2.68
	宇美町	37,941	38,592	△ 651	△ 1.69	13,109	12,867	242	1.88	2.89
	篠栗町	31,212	31,318	△ 106	△ 0.34	11,537	11,060	477	4.31	2.71
	志免町	45,275	43,564	1,711	3.93	17,593	16,617	976	5.87	2.57
	須恵町	27,274	26,044	1,230	4.72	9,909	9,077	832	9.17	2.75
	久山町	8,231	8,373	△ 142	△ 1.70	2,824	2,657	167	6.29	2.91
	粕屋町	45,371	41,997	3,374	8.03	18,016	16,232	1,784	10.99	2.52
⑦ 宗像・糟屋北部	圏域計	243,666	233,531	10,135	4.34	94,517	87,941	6,576	7.48	2.58
	宗像市	96,566	95,501	1,065	1.12	39,002	37,077	1,925	5.19	2.48
	古賀市	57,953	57,920	33	0.06	22,321	21,517	804	3.74	2.60
	福津市	58,808	55,431	3,377	6.09	22,250	20,482	1,768	8.63	2.64
	新宮町	30,339	24,679	5,660	22.93	10,944	8,865	2,079	23.45	2.77
⑧ 糸島	圏域計	96,532	98,435	△ 1,903	△ 1.93	34,664	33,765	899	2.66	2.78
	糸島市	96,532	98,435	△ 1,903	△ 1.93	34,664	33,765	899	2.66	2.78
⑨ 朝倉	圏域計	83,965	87,942	△ 3,977	△ 4.52	29,584	29,159	425	1.46	2.84
	朝倉市	52,459	56,355	△ 3,896	△ 6.91	19,066	19,064	2	0.01	2.75
	筑前町	29,332	29,155	177	0.61	9,756	9,297	459	4.94	3.01
	東峰村	2,174	2,432	△ 258	△ 10.61	762	798	△ 36	△ 4.51	2.85

		人口				世帯数				1世帯の人員 (平成27年)
		平成27年 人	平成22年 人	増減数 人	増減率 %	平成27年 世帯	平成22年 世帯	増減数 世帯	増減率 %	
⑩ 八女・筑後	圏域計	132,981	137,822	△ 4,841	△ 3.51	46,465	45,743	722	1.58	2.86
	八女市	64,437	69,057	△ 4,620	△ 6.69	22,130	22,316	△ 186	△ 0.83	2.91
	筑後市	48,350	48,512	△ 162	△ 0.33	17,341	16,628	713	4.29	2.79
	広川町	20,194	20,253	△ 59	△ 0.29	6,994	6,799	195	2.87	2.89
⑪ 久留米	圏域計	456,223	459,623	△ 3,400	△ 0.74	174,753	168,747	6,006	3.56	2.61
	久留米市	304,499	302,402	2,097	0.69	121,742	116,664	5,078	4.35	2.50
	大川市	34,839	37,448	△ 2,609	△ 6.97	12,688	12,577	111	0.88	2.75
	小郡市	58,009	58,499	△ 490	△ 0.84	20,901	20,024	877	4.38	2.78
	うきは市	29,540	31,640	△ 2,100	△ 6.64	9,937	10,219	△ 282	△ 2.76	2.97
	大刀洗町	15,155	15,284	△ 129	△ 0.84	4,934	4,793	141	2.94	3.07
	大木町	14,181	14,350	△ 169	△ 1.18	4,551	4,470	81	1.81	3.12
⑫ 有明	圏域計	223,405	235,745	△ 12,340	△ 5.23	85,735	86,341	△ 606	△ 0.70	2.61
	大牟田市	117,413	123,638	△ 6,225	△ 5.03	49,363	49,936	△ 573	△ 1.15	2.38
	柳川市	67,829	71,375	△ 3,546	△ 4.97	23,436	23,333	103	0.44	2.89
	みやま市	38,163	40,732	△ 2,569	△ 6.31	12,936	13,072	△ 136	△ 1.04	2.95
⑬ 直方・鞍手	圏域計	109,128	113,457	△ 4,329	△ 3.82	43,640	43,760	△ 120	△ 0.27	2.50
	直方市	57,180	57,686	△ 506	△ 0.88	23,202	22,645	557	2.46	2.46
	宮若市	28,104	30,081	△ 1,977	△ 6.57	10,713	11,094	△ 381	△ 3.43	2.62
	小竹町	7,815	8,602	△ 787	△ 9.15	3,333	3,511	△ 178	△ 5.07	2.34
	鞍手町	16,029	17,088	△ 1,059	△ 6.20	6,392	6,510	△ 118	△ 1.81	2.51
⑭ 飯塚・嘉穂	圏域計	181,535	187,944	△ 6,409	△ 3.41	75,613	75,139	474	0.63	2.40
	飯塚市	129,246	131,492	△ 2,246	△ 1.71	54,719	53,451	1,268	2.37	2.36
	嘉麻市	38,780	42,589	△ 3,809	△ 8.94	15,677	16,472	△ 795	△ 4.83	2.47
	桂川町	13,509	13,863	△ 354	△ 2.55	5,217	5,216	1	0.02	2.59
⑮ 田川	圏域計	126,174	134,548	△ 8,374	△ 6.22	52,407	53,863	△ 1,456	△ 2.70	2.41
	田川市	48,461	50,605	△ 2,144	△ 4.24	20,909	21,198	△ 289	△ 1.36	2.32
	香春町	10,866	11,685	△ 819	△ 7.01	4,428	4,595	△ 167	△ 3.63	2.45
	添田町	9,923	10,909	△ 986	△ 9.04	4,029	4,215	△ 186	△ 4.41	2.46
	糸田町	9,026	9,617	△ 591	△ 6.15	3,805	3,924	△ 119	△ 3.03	2.37
	川崎町	16,801	18,264	△ 1,463	△ 8.01	7,344	7,693	△ 349	△ 4.54	2.29
	大任町	5,183	5,503	△ 320	△ 5.82	2,052	2,083	△ 31	△ 1.49	2.53
	赤村	3,028	3,251	△ 223	△ 6.86	1,122	1,157	△ 35	△ 3.03	2.70
	福智町	22,886	24,714	△ 1,828	△ 7.40	8,718	8,998	△ 280	△ 3.11	2.63
県計	北九州地域	1,281,755	1,306,989	△ 25,234	△ 1.93	554,779	549,117	5,662	1.03	2.31
	福岡地域	2,591,670	2,495,840	95,830	3.84	1,166,037	1,087,758	78,279	7.20	2.22
	筑後地域	812,609	833,190	△ 20,581	△ 2.47	306,953	300,831	6,122	2.04	2.65
	筑豊地域	416,837	435,949	△ 19,112	△ 4.38	171,660	172,762	△ 1,102	△ 0.64	2.43
全国	5,102,871	5,071,968	30,903	0.61	2,199,429	2,110,468	88,961	4.22	2.32	
	全国	127,110,047	128,057,352	△ 947,305	△ 0.74	53,403,226	51,950,504	1,452,722	2.80	2.38

鹿毛馬市有土地に対する「入会権確認等請求事件」について

○事件番号 平成27年(ワ)第167号

(1)原告 鹿毛馬区

(2)被告 飯塚市

(3)請求の趣旨：1、原告と被告との間において、原告が別紙物件目録1～11記載の各土地に共有の性質を有しない入会権を有することを確認する。

2、被告は原告に対し金2950万8175円及びこれに対する本訴状送達の日翌日から完済に至るまで年5分の割合による金員を支払え。

3、訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第2項につき仮執行の宣言を求める。

(4)物件目録記載総数：土地168筆 約204万平方メートル

○事件番号 平成27年(ワ)第168号

(1)原告 鹿毛馬区自治会(地縁団体)

(2)被告 事件番号 平成27年(ワ)第167号に同じ

(3)請求の趣旨：事件番号 平成27年(ワ)第167号に同じ

(4)物件目録記載総数：事件番号 平成27年(ワ)第167号に同じ